

広島県告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十五年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市高野町南字大迫二三、字大成四九の一、四九の三、四九の八、四九の九、四九の一六、五一の一、五一の三、五一の四、五一の六、五一の七、五二、五三の一、五三の二、五四の一、五四の二、五四の六、五五の一、五六の一、五六の二、五七の一、五七の二、字殿丸五八の一、五八の二、五八の四、五八の五、五八の一三、五九の二、五九の九、六〇の一、六〇の二、六一から六四まで、六六から六八まで、七〇、七七、甲八〇の一、甲八〇の四、八一の一、八三の一、八三の四から八三の六まで、字金輪谷一〇五の一、一〇五の三、一〇六、一〇七、一〇九、一一〇の一から一一〇の三まで、一一一、一一三から一一九まで、一二一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)